

2 サービス利用の流れ

サービス利用の手順

サービス利用の流れ①

介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、市区町村の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

① 相談する

市区町村の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

- ・ 介護サービスが必要
- ・ 住宅改修が必要など



- ・ 生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからないなど



- ・ 介護予防に取り組みたいなど



② 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

要介護認定を受ける

要介護認定の申請

要介護認定(調査～判定)

認定

市区町村の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。(下記参照)

基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

(基本チェックリスト⇒18ページ)

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。



要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要

① 要介護認定の申請

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まず)

- ・ 地域包括支援センター・居宅介護支援事業者
- ・ 介護保険施設

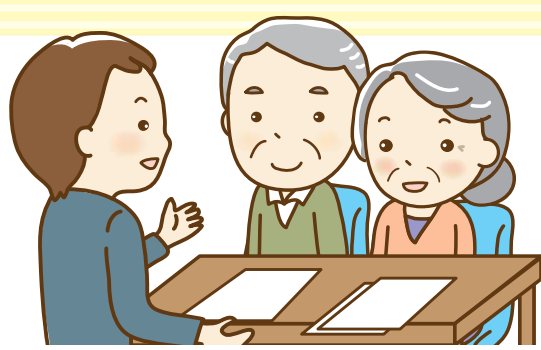
申請に必要なもの

- 申請書
市区町村の窓口にあります。
- 介護保険の保険証



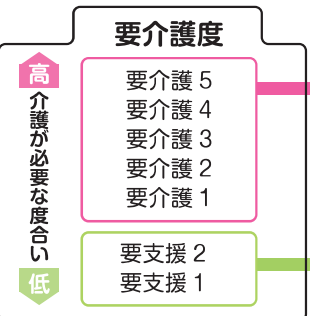
40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。



③ 体の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態が判定されます。

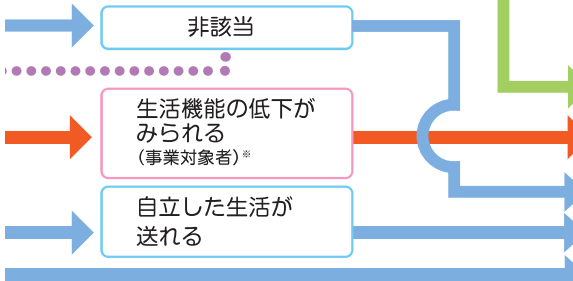


④ 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。



サービス利用の流れ②へ(6ページから)



*事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者のことです。また、要介護認定は、事業対象者となったあとも申請できます。

である」と認定される必要があります。

② 要介護認定 (調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。



- 訪問調査
市区町村の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取る。
- 主治医の意見書
市区町村の依頼により主治医が意見書を作成。
※主治医がいない方は市区町村が紹介する医師の診断を受ける。
- 一次判定
訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行う。
- 二次判定(認定審査)
一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。

2

サービス利用の手順

サービス利用の流れ②

要介護 1～5 と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。また、要支援 1・2 と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は地域包括支援センターもしくは介護予防支援事業者に連絡します。


要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい
自宅を中心に利用する
介護サービスの種類 (P.8～)



①居宅介護支援事業者に連絡します

- 市区町村などが発行する事業者一覧のなかから**居宅介護支援事業者**(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。




介護保険施設へ入所したい
施設サービスの種類 (P.14)



①介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



要支援1・2の方

①地域包括支援センターに連絡します

- 地域包括支援センターもしくは介護予防支援事業者に連絡、相談をします。

一般介護予防サービスの種類 (P.8～)

介護予防・生活支援サービス事業について (P.19)

②職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターもしくは介護予防支援事業者の職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

介護予防・生活支援サービス事業対象者

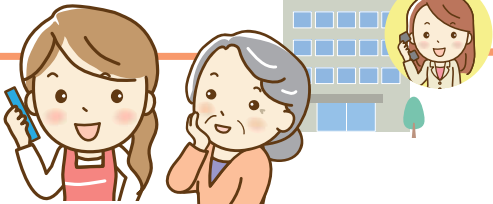
①地域包括支援センターに連絡します

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。

介護予防・生活支援サービス事業について (P.19)

②職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。



サービス利用の流れ



介護保険制度のしくみ

サービス利用の流れ

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

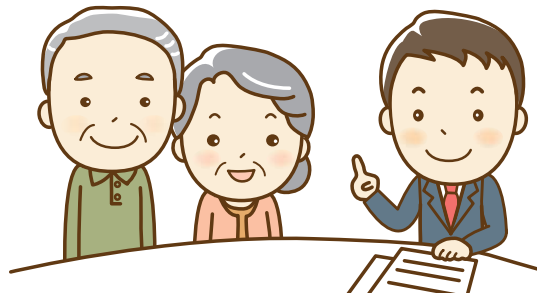
介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の負担について

介護保険料について

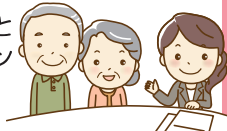
第9期事業計画概要版

ケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書)を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。



② ケアプラン^{※1}を作成します

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



③ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- ケアプランにそって **介護サービス** を利用します。



② ケアプラン^{※1}を作成します

- 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

③ サービスを利用します

- ケアプランにそって 介護保険の **施設サービス** を利用します。



③ 介護予防ケアプラン^{※1}を作成します

- 地域包括支援センターの職員もしくは介護予防支援事業者と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

※ **介護予防・日常支援サービス事業**のみを利用する場合は、地域包括支援センターでしか介護予防ケアプランの作成は対応できません。

④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- 介護予防ケアプランにそって **一般介護予防サービス** および **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。



③ ケアプラン^{※1}を作成します

- 地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- ケアプランにそって **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。